

港区商店街バズらせプログラム事業業務委託採点基準表
(第一次審査)

一次審査(書類審査)

候補者名		記入者	
------	--	-----	--

1 基本事項の評価(事務局採点)			劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	満点
			1	2	3	4	5				
(1) 資格要件 (取得資格)		・業務責任者及び業務担当者の本業務に有効な専門能力・資格等が優れていると認められるか。 (事務局が客観的視点により採点) 様式4及び様式5にて業務責任者及び担当者の専門能力が認められる 評価5 様式4及び様式5にて業務責任者及び担当者の専門能力が認められない 評価0	事務局採点					×2			50
(2) 専門技術力 (経験年数、実績)		・類似業務の実績を有しているか。 (事務局が客観的視点により採点) ①事業者の同種業務の実績 5件以上 評価5、4件 評価4 3件 評価3、2件 評価2、1件 評価1 ②業務担当者の同種業務の実績(担当者の平均) 5件以上 評価5、4件 評価4 3件 評価3、2件 評価2、1件 評価1						×2			50
(3) 専任性 (持ち業務量)		・業務責任者または担当者が他の業務(案件)を担当せず、本件について専任となっているか。 (事務局が客観的視点により採点) 例) 業務責任者が専任、従事予定者1名以上が専任 評価5 業務責任者が専任、業務担当者の専任がない 評価4 業務責任者が他に1件以上(業務担当者の選任は問わない) 評価3 業務責任者が他に2件以上又は総額500万以上を兼任(業務担当者の選任は問わない) 評価2 業務責任者が他に3件以上又は総額750万以上を兼任(業務担当者の選任は問わない) 評価1						×2			50
(4) 実施体制的的確性 (予定担当者又は技術者の動員計画)		・期間内に必要な業務遂行が十分に見込める体制になっているか。 (事務局が客観的視点により採点) 従事者数5名以上で期間内に十分な履行が認められる 評価5 従事者数4～3名で期間内の履行が認められる 評価4 従事者数2～1名で期間内の履行が認められる 評価3 期間内の履行が認められない 評価0						×2			50
2 企画提案の評価			劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	満点
			1	2	3	4	5				
(1) 業務実施体制について【様式6】											
ア	従事者の配置計画及びスケジュール	業務従事予定者の配置計画及びスケジュールが適切か						×6			150
(2) 企画提案(基本姿勢)について【様式7】											
ア	基本姿勢	・港区の商店街の魅力・特徴を的確に捉えているか ・20代～30代の若年層が港区の商店街に対して興味・関心を高めるというコンセプトを踏まえた提案となっているか						×4			100
(3) 企画提案(情報発信業務)について【様式8/様式10】											
ア	配信場所・配信回数	情報発信業務の提案として、創意工夫のある配信場所、配信回数の提案がなされているか						×4			100
イ	インフルエンサー選出方法	若年層が興味・関心を抱くようなインフルエンサー選出方法として、独自性のある提案がなされているか						×4			100
(4) 企画提案(ブランディング業務)について【様式9/様式10】											
ア	業務スケジュール	グッズ販売までのフロー及びスケジュールが適切か						×2			50
イ	カプセルトイグッズ	・カプセルトイのモチーフとして、創意工夫のある提案か ・デザインは独自性、発展性をうかがえる内容か						×4			100
ウ	商店街オリジナルグッズ	「港区商店街動画・写真コンテスト」の入賞作品を魅力を捉えたグッズ提案となっているか						×4			100
3 見積額の評価(事務局採点)			劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	満点
			1	2	3	4	5				
(1) 見積額		・参考事業規模に対する見積額により採点 事業規模満額に対し、 90%未満 評価5 90%以上92%未満 評価4 92%以上94%未満 評価3 94%以上96%未満 評価2 96%以上 評価1	事務局採点					×4			100
一次審査合計点											
											1,000
加点項目 ア～オの各項目に該当する場合、事務局採点配点の合計の5%(小数点以下切上げ)を一時評価点に加点します。 ※事務局採点配点の満点(350点)の5%は18点なので、最大108点(18点×5項目)加点されます。									事務局採点配点の満点 (70点×5委員分)		350点
ア 区内事業者優遇 区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点 イ ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定、厚生労働省次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条の認定又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の認定を受けている事業者、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点 複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点 ウ 障害者雇用の評価 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点 エ 環境配慮に対する評価 ISO14001の認証等に参加している又はMINATO再エネ100電力利用事業者認定を受けている事業者、事務局採点項目の配点(満点)の5%を加点 複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点 オ 災害協定活動に対する評価 区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点											
講評等(ポイントとなった事項など)											